

令和8年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和8年2月27日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

出席委員

委員長	東条	恭子
副委員長	山西	国朗
委員	大塚	明廣
委員	元木	章生
委員	竹内	義了
委員	井川	龍二
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹
委員	曾根	大志

議会事務局

議事課副課長	山田久美子
議事課課長補佐	一宮 ルミ
議事課主任	鷹取 加奈

説明者職氏名

〔教育委員会〕

教育長	中川 齊史
副教育長	松本 光裕
次長（幼小中学校担当）	海老名正規
次長（高校・特別支援学校担当）	眞相 秀也
教育政策課長	地面 浩
教育政策課コンプライアンス推進室長	田上 裕之
教育DX推進課長	戎 弘人
施設整備課長	大和 研二
教育創生課長	青木 秀夫
教職員課長	井利元裕哉
福利厚生課長	藤本 泰史
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
特別支援教育課長	中山 登
人権教育課長	森本 雅仁
いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹

生涯学習課長
総合教育センター所長

新開 弓子
板東 潤

【追加提出議案】（説明資料（その4））

- 議案第54号 令和7年度徳島県一般会計補正予算（第11号）
- 議案第65号 令和7年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 徳島県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

【報告事項】

- 徳島県公立高等学校の在り方検討会議1次取りまとめについて
(資料1-1、資料1-2)
 - 徳島県における中学校の部活動の地域展開等に関する手引き案について
(資料2-1、資料2-2)
 - 第4回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の概要について（資料3）
-

東条恭子委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

中川教育長

それでは、2月定例会に追加提出いたしました教育委員会関係の案件につきまして御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料（その4）の3ページを御覧ください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額の計欄に記載のとおり16億5,252万円の減額補正をお願いいたしており、補正後の予算額は合計で853億5,554万7,000円となっております。

なお、財源につきましては財源内訳欄のとおりでございます。

4ページを御覧ください。特別会計でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額の計欄に記載のとおり8,590万円の減額補正をお願いいたしており、補正後の予算額は合計で4,668万8,000円となっております。

なお、財源につきましては財源内訳欄のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の事項について御説明させていただきます。

まず、教育政策課でございます。

高等学校総務費の摘要欄①、給与費におきまして、会計年度任用職員の給料の引上げなどに伴い、6ページの表の最下段、左から3列目の補正額の計欄に記載のとおり、総額で

6, 185万7, 000円の増額をお願いいたしております。

7 ページを御覧ください。教育DX推進課でございます。

教育指導費の摘要欄①、学校教育振興費におきまして、公立義務教育諸学校における一人1台端末の購入補助に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で5億4,762万2,000円の減額をお願いいたしております。

8 ページを御覧ください。施設整備課でございます。

両括弧、高等学校費の学校建設費の摘要欄②、高校施設整備事業費におきまして、県立学校体育館空調工事やトイレ洋式化工事の関連経費に係る所要見込み額が減少したことなどに伴い、総額で1億7,825万5,000円の減額をお願いいたしております。

9 ページを御覧ください。教育創生課でございます。

教育指導費の摘要欄①のア、高等学校等教育改革促進基金積立金におきまして、公立の高等学校等における教育改革を促進するため、各都道府県の体制整備に必要な経費として、国から各都道府県に一定額を交付することが示されたことから、その交付見込み額を基金に造成することなどに伴い、総額で5,600万6,000円の増額をお願いいたしております。

10ページを御覧ください。教職員課でございます。

教職員費や特別支援学校費等におきまして、公立学校教職員の給与費の所要額が決定したことなどに伴い、総額で14億5,655万1,000円の減額をお願いいたしております。

11ページを御覧ください。福利厚生課でございます。

教職員人事費におきまして、公立学校教職員の退職手当の所要見込額が増加したことなどに伴い、総額で7億8,690万1,000円の増額をお願いいたしております。

12ページを御覧ください。義務教育課でございます。

教育指導費の摘要欄②、指導諸費におきまして、学習指導員の配置支援に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で4,568万2,000円の減額をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。高校教育課でございます。

教育指導費の摘要欄①、給与費におきまして、会計年度任用職員の給料の引上げなどに伴い、総額で339万2,000円の増額をお願いいたしております。

14ページを御覧ください。特別支援教育課でございます。

両括弧、特別支援学校費の学校建設費の摘要欄①、特別支援学校施設整備事業費におきまして、国府支援学校の整備に係る今年度の事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で1億4,379万1,000円の減額をお願いいたしております。

15ページを御覧ください。人権教育課でございます。

教育指導費におきまして、奨学金等の国庫返還に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で961万円の減額をお願いいたしております。

16ページを御覧ください。いじめ・不登校対策課でございます。

教育指導費におきまして、校内教育支援センターの設置促進に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で1,668万4,000円の減額をお願いいたしております。

17ページを御覧ください。体育健康安全課でございます。

体育振興費の摘要欄②、学校体育振興費におきまして、運動部活動の地域移行に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で5,069万9,000円の減額をお願いいたしております。

18ページを御覧ください。生涯学習課でございます。

事務局費の摘要欄②、管理運営費におきまして、低所得者世帯における教育費負担軽減のための給付金に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、総額で1億1,178万2,000円の減額をお願いいたしております。

19ページを御覧ください。奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等への奨学金貸付に係る事業の所要額が確定したことなどに伴い、8,590万円の減額をお願いいたしております。

20ページを御覧ください。継続費でございます。

特別支援学校施設整備事業におきまして、国府支援学校の整備に係る経費として継続費を設定させていただいておりますが、表に記載のとおり、年割額、財源につきまして、変更をお願いするものでございます。

21ページを御覧ください。繰越明許費でございます。

義務教育課の総合教育センター管理運営費では、総合教育センターの空調改修工事に係る経費として1億4,156万8,000円を繰り越すことといたしております。

施設整備課の高校施設整備事業費及び特別支援学校施設整備事業費は、さきの9月定例会で御承認いただきました翌年度繰越予定額を補正後欄にあります、計54億3,390万9,000円に変更を行うものでございます。

特別支援教育課の特別支援学校施設整備事業費は、国府支援学校の整備に係る経費として、7億5,250万円を繰り越すことといたしております。

今後とも、事業の早期完了に向けて努力してまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

22ページを御覧ください。その他の議案等の（1）条例案でございます。

アの徳島県高等学校等教育改革促進基金条例は、公立の高等学校等における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置するものでございます。

追加提出案件の説明は、以上でございます。

続きまして、この際、3点御報告させていただきます。

1点目は、徳島県公立高等学校の在り方検討会議1次取りまとめについてでございます。資料1-1を御覧ください。

県教育委員会では、昨年7月に在り方検討会議を設置し、多角的な視点から検討を進めており、さきの事前委員会で御報告いたしました第4回会議までの議論を踏まえ、この度、当会議から別添資料1-2のとおり、1次取りまとめが報告されました。

Ⅲ、今後のスケジュールとしましては、令和8年12月頃までを目途に4回程度開催し、令和9年2月頃に最終取りまとめが報告される予定となっており、引き続き、当会議において、持続可能な学校の規模・配置や入試制度の見直しなどについて、具体的な議論を深めてまいります。

2点目は、徳島県における中学校の部活動の地域展開等に関する手引き案についてでございます。

資料2-1を御覧ください。

昨年12月、国の新たなガイドラインが示されたことを受け、急激な少子化が進む中でも、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るとともに、学校

の働き方改革を推進するため、手引を策定するものでございます。

本手引では、令和8年度から令和13年度までの6年間で改革実行期間と位置付け、各市町村が実施主体となり地域展開等を進めること、県は国と連携し、各市町村へきめ細やかな支援や地域展開等に向けた基盤づくりを行うことを基本方針といたしております。

なお、手引案につきましては、資料2-2として添付いたしております。

3点目は、徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の概要についてでございます。

資料3を御覧ください。

去る2月18日に開催いたしました第4回会議では、これまでの議論における委員の皆様からの御意見や御提言を取りまとめた提言書案について、事務局から概要説明を行った後、グループに分かれ、記載内容等について、活発に議論が交わされました。

5、各委員からの主な意見でございますが、特別支援学校が単なる学びの場を超え、地域社会全体を多様性あふれる場へと変革していく拠点としての役割を担うことが望ましい、インクルーシブ教育推進の視点から、特別支援学校だけでなく、通常の学校におけるインクルーシブ教育やダイバーシティの推進についても提言内容に盛り込む必要がある、各学校の管理職が今回の提言を学校経営方針に反映させるなどして学校現場への浸透を図り、教員が具体的な計画を立てられるように促すことが大切であるなどの御意見を頂きました。

6、今後のスケジュールでございますが、今回の御意見等を更に反映した提言書が3月中旬に検討会議から県教育委員会へ提出される予定となっております。

なお、資料2ページからは、会議資料の一部抜粋したものを参考として添付いたしております。

報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

東条恭子委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚明廣委員

今日は学校現場におきまして、特に不登校、それからいじめ、自殺に関して御質問したいと思っております。

私が小・中学校に通っていた時代はかなり前なのですけれども、その当時、学校というのは行くのが普通であって、休んでいる人が本当に少ないのです。ほとんどいなかった。

今、子供たちの数が非常に減ってきています。しかも、学校に行かない不登校の人が増えてきていると聞いておりますけれども、まず徳島県内の不登校児童生徒の状況について、お伺いしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、徳島県の不登校児童生徒の状況についての御質問を頂きました。

国の調査によりますと、令和6年度、徳島県内の小中高等学校における不登校児童生徒数は小学校573人、中学校1,241人、高等学校222人で、合計2,036人となっておりまして前年度に比べ86人増加となっております。

1,000人当たりの不登校児童生徒数は小学校17.7人、中学校71.7人、高等学校13.8人となっております。

県内の国公立小中学校における不登校児童生徒数は平成29年度より8年連続で増加しており、過去最多の状況であります。

不登校児童生徒数の増加率は、前年度12.3%に比べ令和6年度は4.4%と低下しており、不登校対策に一定の効果が出始めたのではないかと考えている一方、全体数が減少に転じる状況まで至っていないため、引き続き不登校支援対策に取り組んでまいりたいと考えております。

大塚明廣委員

生徒数自体は非常に少ないですが、不登校の生徒数は更に増加してきていますし、増加率も上がっているということなのですけれども、原因というところが一概になかなか分かりにくい部分もあると思います。いろんなことが加味されていると思うのですけれども、できたら学校にきちんと行っていただいて、小中学校や高校の中でいろんな教育を受け、生きていく上で非常に大事なことを学び、身に付けていくことができるわけなのです。

難しいかも分からないのですけれども、不登校児童生徒が増えていっている理由が分かればいいので、何かお答えできる場所はあるでしょうか。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、不登校児童生徒の背景、要因等について御質問を頂きました。

国の調査の中で、不登校児童生徒について把握した事実の全国結果につきましては、学校生活に対してやる気が出ない等の相談があったが一番多く、次いで生活リズムの不調に関する相談、不安・抑うつ等の相談があった、次いで学業不振や頻繁な宿題の未提出が見られた等の順となっております。様々な要因が重なりながら現状として学校になかなか通うことができない、そういった状況も見られますので、背景であったり、要因については、しっかり分析を進めながら対応を進めていきたいと考えております。

大塚明廣委員

原因は種々あると思うのですけれども、一つ一つが非常に難しい問題です。それを一つ一つ学校現場において解決していくことは難しいですし、先生の御負担も増えてくると思うのですけれども、とにかく一つでもそういう原因を減らせることがあれば減らしていった、できるだけ学校に来ていただくということを、難しいと思うのですけれども、きめ細かくやっていただきたいと思うわけです。

家にいる不登校の児童生徒に対して教育委員会としてどのような取組をされているか、お聞きしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、自宅からなかなか出られない、自宅にいる不登校の児童生徒に対して、県教育委員会としてどのような取組を行っているのかという御質問を頂きました。

不登校児童生徒への支援については学校復帰のみを目標にするのではなく、本人が自らの進路を主体的に捉え社会的自立を目指すことができるよう、多様で適切な教育機会の確保や個人の状況に応じた必要な支援の提供が重要な課題となっております。

本県では、誰一人取り残されない学びの保障の実現に向けて、児童生徒一人一人の状況やニーズに応じた多様な学びの場の確保を図っているところです。

家から出ることができない児童生徒に対しては、スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を実施するとともに、臨床心理学を学ぶ大学院生が児童生徒の家庭等を訪問するライフサポーター派遣を実施し、児童生徒の心のケアや保護者支援に取り組んでいるところです。

さらに、不登校や引きこもりがちな小中高生を対象とした児童生徒の学習支援等を行う新たな居場所、こどもステーションとくしまを徳島駅クレメントビル5階、とくしまDX推進HUB、toku-Noix(とくのわ)に設置しまして、活動を通して児童生徒の悩みや不安の解消を図り自己肯定感を高めるとともに、学校復帰や社会的自立につながるような支援に取り組んでいるところです。

大塚明廣委員

家庭にいる不登校の児童生徒に関して、具体的に効果があるということがきちんと見えてくるのは実際上なかなか難しいと思うのです。

ただ、何か効果のあるものやってみることが大事で、今お答えになった中で、臨床心理学を学ぶ大学院生の方が児童生徒のお宅を訪問して、いろんな相談に乗ったりすることも、非常に大事なことだと思うのです。

いろんな大学にそういうことを習っている学生さんがおいでますし、実際にいろんな方面からどうにか少しでも良くなる方法を考えていただいて、不登校の方が学校に戻っていただけたらと思います。

非常に難しい問題だと思うのです。ただ、今それが増加しているという社会の中で、我々もそうですけれども、教育委員会においても、全ての人がそういう子供たちに学校できちんと学習し、大人になっていくという過程を取れるように、きめ細かい支援をやっていくしかないと思うのです。

みんな本気を出してやっつけていると思うのですけれども、非常に大事な点ですので、危機感というか、いろんなところでのやり方を考えながら、とにかく1歩でも2歩でも先に進んでいけるよう、また効果が表れるように是非やっていただきたいと思っています。

次に、いじめの問題なのですけれども、いじめというのは人間社会の中で必ず起こるのです。学校現場においていじめは実際に発生しますし、いじめの認知件数も過去最多を更新しているという現状があるわけなのですけれども、県内のいじめの状況について、お伺いしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、県内のいじめの現状について御質問を頂きました。

本県における国公私立学校において令和6年度のいじめの認知件数は3,035件となり、前年度に比べ475件の増加となっております。

校種別では、小学校が2,423件、中学校が574件、高校が35件、特別支援学校が3件となっております。

なお、認知されたいじめのうち88.4%が解消されておりまして、全国平均の76.1%を大きく上回り全国3位の解消率となっております。いじめ対策に一定の成果が出てきていると考えているところではありますが、依然、深刻ないじめ等を防いでいく対策において大変厳しい状況もありますので、今後もしっかりといじめ防止対策につきましましては、取り組んでまいりたいと考えております。

大塚明廣委員

いじめは増加しているということなのですが、認知されたいじめのうち88.4%が解消されていることを今おっしゃっていただきました。全国平均76.1%よりも解消率が良いということなのですが、具体的には学校現場でどういうことをされているのですか。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど大塚委員より、いじめ防止に向けて、いじめの早期発見、対応の徹底、そして未然防止等対策をどのように進めているのかという御質問を頂きました。

県教育委員会としましては、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものであると捉え、より積極的ないじめの認知に努めるとともに、いじめを生まない環境づくりを進めるなど、未然防止教育の充実も含めて、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、早期発見及び早期対応として電話等の相談窓口の開設に加え、県内公立中学校、中等教育学校、高校、特別支援学校において一人1台端末等による匿名相談アプリを活用し、生徒がいじめ等での悩みや不安を相談、報告できる事業に取り組んでいるほか、いじめの組織的な対応として、いじめ問題の早期解決を図るため教育委員会内に、コーディネーターが窓口となり、専門家、スクールロイヤーやスクールカウンセラー等を学校に派遣する学校問題解決支援事業を展開しているところです。

また、未然防止教育としまして、県内の公立学校全ての児童生徒が同じ日にいじめ問題について考える、いじめ防止一斉学習の実施や各学校のいじめ防止委員会の更なる充実を図るため、とくしまいじめ問題子どもサミットを開催するなど、児童生徒がいじめを自分事として捉え、解決に向けて主体的に取り組む態度と実践力を養うことのできる取組を推進しているところであります。

大塚明廣委員

今おっしゃった中のSOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業なのですけれども、どういうふうにやられているのか、もっと具体的に分かりますか。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、SOSを見逃さない匿名相談アプリ活用事業について、その現状、相談状況について御質問を頂きました。

この事業については、生徒が持っている一人1台端末等を活用しまして、委託業者の専門の指導員、臨床心理士であったり、公認心理士の資格を持っている相談員がチャット形式で相談対応しているものであります。

今年度から実施しておりまして、1月末現在、生徒から781件の相談が寄せられています。

主な相談内容は学校生活に関連する相談が一番多く、なかでも学業や進路についてが最も多くなっております。次いで友人、それからクラスメイトに関する事となっており、学校関連のほかには、家庭環境に関する相談や落ち込み、不安、悩みなどの相談も多く見られます。

先ほど申しましたように、相談についてはチャットで専門の相談員が生徒の相談を丁寧に聞き取っておりまして、解決につながった事案も多くあります。

今後も県教育委員会といたしましては、児童生徒が声を上げやすい環境の整備を進め、いじめ対策の要である早期発見、早期対応の徹底を図り、誰もが安心して学べる学校づくりに取り組んでまいります。

大塚明廣委員

非常に良いやり方だと思うのです。具体的に御本人と相談して、匿名相談ということでアプリを活用されていると思うのですけれども、非常に良い方法と思いますので、是非更に進めていただきたいと思いますと思っています。

現在のアプリ相談の状況について、もう少し具体的にお話できるのであれば教えていただきたいのですけれども。

福多いじめ・不登校対策課長

先ほど大塚委員より、SOSを見逃さない匿名相談アプリの活用状況について、そのほかの部分で具体的説明をということで御質問を頂きました。

本事業につきましては、生徒が相談を行うことができる環境をいかに整備するかというところを重要視しておりまして、チャットでの相談だけでなく、専門の指導員が各学校を回りまして脱傍観者教育、被害に遭っている生徒のみが相談するだけではなくて、いじめ防止に向けて全ての生徒が相談していくというような取組を推進しておりまして、そういった成果も出てきているのではないかと考えております。

大塚明廣委員

非常に良いやり方だと思います。きめの細かい相談で、いじめを受けている人だけではなくて、周囲の人も含めて、そういうことが起こらない環境づくりにも発展していくと思いますので、是非その点を進めていただきたいと思いますと思っています。

生きていく中で、何が一番嫌といたら、これは子供だけではなく大人もですけれども、あらゆるいじめなのです。

そういうことは絶対に社会生活の中であってはならないことです。気持ち良く生活でき

るように、気持ち良くずっと一生生きていけるようにすることは大事ですから、子供のときから教育現場の中でもきめ細かい相談をして、解決の糸口が出てくると思いますので、続けていていただきたいと思っております。

次に、自殺の問題なのですが、私も医師ですが、生きていていろんな問題が起こって一番困るのは自殺なのです。死んでしまったらそれで終わりなのです。その人の人生を止めるわけです。

自殺だけは絶対実行させてはならない、してもらってはいけないという観点の中で、それに対する取組というのは非常に大事です。令和7年の小中高生の自殺者数が過去最多という報道がありました。こういった大変憂慮すべき状況について、関係機関一緒になってやっていくことが大事なのですが、県教育委員会における自殺予防についての取組についてお伺いしたいと思います。

福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、児童生徒の自殺予防に係る取組について御質問を頂きました。

厚生労働省、警察庁の自殺統計、暫定値によると、令和7年の全国の児童生徒の自殺者数は532人と過去最多となりました。

いかなる事情であれ子供たちが自ら命を絶つようなことはあってはならず、極めて重大に受け止めており、本県においても自殺予防に係る取組の強化に取り組んでいるところであります。

具体的な取組といたしましては、自殺リスクの早期発見を図るため電話やSNS等を活用した相談体制の整備の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家との連携による自殺予防の取組を推進しているところであります。

加えて、自殺関連行動を起こした心理的リスクを抱える児童生徒の適切な対応方法等について、学校からの相談内容やニーズに応じて精神科医や精神保健福祉士、公認心理士等の専門家をチームで派遣し、学校や教職員に対して的確な指導助言を行うため、令和5年度より県教育委員会内に、こどもCRT（リスク対応・支援チーム）を設置し、学校だけでなく専門家や関係機関との連携による総合的な支援に取り組んでいるところであります。

今後も予防的対応と危機対応の両面から、迅速かつ的確な支援体制の充実に取り組んでまいります。

大塚明廣委員

自殺予防に関して、子供だけでなく大人も含めて自殺などに関する相談窓口を、私が医師会の役員をしていた時にも、かなり力点を置いてやったという経緯がありますけれども、自殺を考えた場合、心の中で救いを求めるわけです。

解決法というか、そういう気持ちが起こったときに、それを軽減し除去するというのが大事なのです。自分だけでそれを解決できる場合もあるのですが、できなくて最終的に自殺を実行してしまう。これは絶対あってはならないことなのです。

電話相談というのを医師会の中でもやっていました。誰かに相談する中で、学校現場においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家もおいでるわけで

すけれども、全体いろんな専門の方が一緒になって、とにかく自ら命を絶つことを実行しないように、そういうことを絶対しなければいけません。

自分の中で自殺を考えたときに、なかなか止め切れないから大変なのですけれども、必ずいろんな方法があり、止めることができるわけです。そういうことを考えた方に対して、できるだけ支援というものをずっと送り続けたいといけないわけです。

そういう中で、制度の構築は非常に大事になってくる。それもきめ細かい制度の創設と、専門の人たちがやっていくという状況を作っていかなければならないと思うのです。子供たちの自殺予防に関して、あらゆることの中で、私は一番大事なことだと思うのです。

命を止めたらそれで終わりですので、そういうことが絶対ないように、あらゆる観点で自殺予防を図っていただきたいと思います。と思っています。

竹内義了委員

まず、今日お示しいただいた公立高等学校の在り方検討会議の1次取りまとめで少しお伺いしたいことがありますので、そこから聞かせていただきます。

中身として、これから1年を掛けて議論されるのですけれども、拠点校の考え方について少し整理されていたらお伺いしたいと思います。取りまとめの中で県西部と県南部で拠点校を配置して連携しながらということも記されていますが、拠点校は県西部、いわゆる旧美馬、三好ぐらいで、エリアで考えて複数拠点校を置くというようなのも検討課題に入っているのか、それとも県西部で拠点校は1校、県南部で拠点校が1校というような考え方なのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

青木教育創生課長

竹内委員より、拠点校について御質問を頂きました。

現在、公立高等学校の在り方検討会議において学校の規模・配置についても検討しておりまして、その中で拠点校の設置についても議論しているところでございます。

今回、在り方検討会議の拠点校という定義については、様々な定義の仕方がありますが、地域における拠点校という意味で考えた場合には、今後一定の学校規模を確保することで教職員数を維持し、学校の活力と多様性を保ちつつ生徒の学びの質を維持向上させる各地域での中心的な役割を果たす学校ということで、その学校についての配置について検討しているところでございます。

県西部に何校なのか、県南部に何校なのかといった点については、今後引き続き検討していくという状況でございます。

竹内義了委員

十分な検討をお願いしたいと思います。1次取りまとめも目を通させていただきましたが、子供の減少のグラフも記されていて、数年後には相当子供の数が減っていき、4割減になると示されています。その中で西部・南部に拠点校ということになれば、地図を見ますと南部でいったら海部しかないような状況です。県西部で拠点校ということになれば、子供の数で記されておりますように4、5クラス、通学に30分から1時間半ぐらいという希望を考えると、拠点校1校に集約されて、それが学校の統廃合、集約につながってくる

のかとも読み取れます。1年掛けてそれぞれの立場からの意見も十分記されていますので、しっかりとした議論をお願いしたいと思います。

できれば、県西部でいうと複数の拠点校があればいいのかなと思いましたが、そうした議論も含めてお願いしたいと思います。

聞きたいことは2点ございまして、一つは給食費の負担軽減です。国の補正予算と申しますか、新しい方策に基づいて学校給食費の負担軽減を図るということで、新年度予算が示されています。

月に小学校5,200円ということで予算を計上されていますが、給食費の負担軽減につながることは理解しますが、一定程度5,200円というところで、給食の質・量に蓋をしてしまうことにつながらないかという懸念があります。

昨年マスコミの報道やニュースでもございましたけれども、物価が高騰していく中で、例えばおかずが唐揚げ1個とか、魚の小さいフライが1個とか、そういう対応をしなければいけなくなったみたいな報道もございました。予算で毎月5,200円というところで一定程度、取決めをしてしまいますと、県や国から入ってくる予算に限りがある中で、昨年のように、例えば米の問題、卵の問題、いろんな物価が急騰したときに、果たして市町村の現場でそれに対応できるのかが懸念としてございます。その辺のことを現在、どのように国が考え、県教育委員会として、そうした場合に対応できるどのような手段があるのか、検討している部分がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま竹内委員より、学校給食費の抜本的な負担軽減につきまして、国の交付基準額の設定により給食の質が低下するのではないかという御質問を頂きました。

この度の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化は、国が子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から給食費負担軽減交付金を創設して、都道府県に対して交付するもので、本年4月から公立小学校段階の学校給食に係る食材費に対して、児童一人当たり完全給食の場合、小学校で月額5,200円を基準額として交付されるものでございます。

委員がお話しのとおり、給食の質の低下につながるのではないかという懸念は各方面からありまして、国と地方との協議を経て決定された三党合意、いわゆる教育無償化に向けた対応についてにおいても、給食無償化という表現が学校給食費の完全な無償化を想起させ、予算の制約による給食の質の低下が懸念されるため、保護者への抜本的な負担軽減であるという取組の趣旨を明確化して、その周知に取り組むとされているところでございます。

また、同三党合意に基づく対応においては、交付基準額を超える部分については、学校給食法に基づき、引き続き保護者から徴収可能としながらも、給食の提供に係る各省の関係事業等を活用して、予算の制約による給食の質の低下を引き起こさない自治体の柔軟な工夫を可能としております。

さらに、基準額につきましても、毎年給食費に関する調査を実施し、その上で今回の取組状況や物価動向等を踏まえて、今後適切な額を設定するとしております。

どのような財政措置を取るかにつきましては、学校の設置者である各自治体の判断とな

りますが、県教育委員会といたしましては、引き続き、国に対し、学校給食費の全額無償化に向けた恒久的な財源確保を強く働き掛けるとともに、今後の国の動向を注視してまいります。

竹内義了委員

各層、各界から懸念があるということは今おっしゃっていただいたとおりなので、ただ学校給食法のことにも触れていただきましたけれども、基本的にそれぞれの自治体が行うと、保護者に負担をいただくという前提は崩れていないので、相当物価が上がったときに、果たして自治体として給食費を求められるようになるのかどうかという懸念も、また一方でございます。臨機応変に対応できるような予算措置ができていない、例えば、特別会計を作っているような自治体もございますし、一般会計の中でやりくりしている給食の在り方もあります。不安なのは米の高騰とか卵の高騰みたいになったときに、これだけオーバーしているので、即、保護者に求めますということが自治体として難しくなるのは明らかだろうと思います。そういったところは強く要望なりで上げていただき、様々な予算措置も含めて対応の在り方を考えていただきたいと思います。

ここまでやると、幾ら給食費の負担軽減という言葉を使おうとも、受け止めとしては実質、給食の無償化と捉えている保護者も多いと思いますので、そうした意味では、今まで請願等が出ていましたけれども、学校給食費の完全無償化というところは求めていただきたいと思います。我々もしっかりと声を上げていかなければいけないと改めて感じます。

この毎月5,200円の費用負担で、もちろん子供たちのために良い結果が得られるようにつなげていかなければならないですし、場合によっては県から自治体への追加の費用負担などの予算措置も含めて検討できる余地を残しておいていただきたいと思います。子供たちのために良い給食が提供できるようにお願いしたいと思います。

この点については、ほぼほぼ国の事業なので、今年1年を掛けてどのような対応ができるのかも含めて検討をお願いしたいと思います。

次に、教育DX推進課にお伺いいたします。

各自治体が今年度1年掛けて、いわゆる県域アカウントを、学校に措置してきたとお伺いしていますが、その県域アカウントの配布、それから利活用等について現段階での状況をお伺いしたいと思います。

教育DX推進課長

竹内委員から、県域アカウントの現在の発行状況や利活用の状況についての御質問でございます。

県域アカウントとは県内の全ての学校などで共通に使える学びのための共通IDのことで、本県においては県域を統一したGoogleアカウントを教職員及び児童生徒が利活用することとしております。

これによりましてGoogleのツールを使い、県内どこの学校でも同じ環境、同じツールを使い授業や課題に取り組むことができるようになります。

例えば、児童生徒が転校や進学をしても操作や使い方が変わらないので安心して学びを継続できる、教職員の異動時にも同じ環境で授業準備や指導が行える、またクラウドサー

ビスを利用することで児童生徒の12年間の学びを記録し、成長の足跡として活用できるということがメリットとなっております。

現在のアカウントの発行状況といたしましては、県内公立学校の教職員、県立学校及び15市町村立学校の児童生徒に対して発行が完了しており、今年度中にあと3市町村を追加いたしまして、18市町村で発行が完了する予定としております。

その他の市町村につきましても準備を進めていただいております。令和8年度中には全ての市町村で発行が完了する見込みとなっております。

また、利活用の状況といたしましては、教職員には発行が完了しているため連絡ツールでありますとか調査やアンケートのペーパーレス化、教職員研修のペーパーレス化など様々に活用していただいている状況でございます。

また、児童生徒に発行している学校におきましては、授業支援ツールとしても活用が始まっております。

授業での活用につきましては、ICT活用を研究するモデル校におきましても、県域アカウントを活用した授業の実証研究等が行われており、こうした事例を収集いたしまして、県内の各学校に横展開を進めていきたいと考えております。

竹内義了委員

令和8年度中に全市町村で発行ができる状態まで来ているということです。12年間の成績やいろんなことが通年でお互いに分かるというか、いろんな要素があるのでしょうか、保護者や児童生徒から、このことについての不安やプライバシーの問題とかいろいろあると思うのですけれども、そういう声は寄せられているのでしょうか。

戎教育DX推進課長

竹内委員から、県域アカウントを使用するに当たって保護者等から不安の声とかは聞こえてこないかという御質問でございます。

現在のところ、そういったお話は聞いておりませんが、県域アカウントの活用に当たっては、各市町村等におきましても保護者の同意等を取っていただいたり、説明を十分にさせていただいた上で、活用していただくようお願いしておりますので、そのあたりについても十分、手厚くサポートしてまいりたいと思います。

竹内義了委員

よろしくお願いたします。

クラウドサービスにデータが全部乗るわけですから、いろいろ慎重に対応するべきところは対応していただいて、是非早い段階で全児童生徒、教職員に発行できるような体制づくりはお願いしたいと思います。

一つ学習ツールとして全県的に統一した取組ができるということで、先ほども不登校のお話が大塚委員から出されていましたが、オンライン学習を通じて不登校生徒への対応なんかが、県の教育委員会としてアプローチできるように体制整備をお願いするとともに、教職員の方々がしっかりと県域アカウント、Googleアカウントをきちんと使いこなせる対応も含めて、早い段階でそうした対応ができますようお願いして終わりたいと思

います。

是非しっかりと利活用ができるような体制づくりを求めていきたいと思っております。お願いします。

井川龍二委員

本年度最後の委員会ということで確認だけさせていただきたいのですが、徳島県高等学校PTA連合会（以下、「高P連」という。）の使い込みの話であります。新聞にも二千数百万円、最近は六千幾らということで記事にも大きく載っておりました。今どのようになっているか教えていただきたい。

新開生涯学習課長

ただいま井川委員より、高P連の会計横領事案につきまして、現在の状況について御質問を頂きました。

高P連によりますと、一昨年12月からこれまでの間、前会長からは数回にわたりまして弁済を受けていると聞いております。

なお、当該横領事件につきましては、昨年10月末に前会長が逮捕され11月に起訴となりまして、本年1月19日には初公判が開かれるなど、公判の進められているところであります。

今後の弁済の見通しにつきましても、今後の裁判の状況にもよりますことから、高P連としましては、その状況を注視しているところと聞いております。

井川龍二委員

私も十数年前は高P連に所属しておりましたし、その前は県PTA連合会（以下、「県P連」という。）として小中のPTAでもそこにいたのですが、とにかく今あるお金というのは、会費を集めてここ二、三年でどうのこうのという関連で、過去の方が少しずつ繰り越して残したものが積み重なってそのお金になったと思っております。

私がPTAをしている時も最後のほうで、県P連という小中のほうでも使い込みがあったということでもいろいろあり経験しておりますが、なぜ、こういう失敗への対策が徹底できないのか。同じようなことが繰り返されていると、これは非常に由々しき話だろう。分かり切っているのに、なぜ大きい繰越しをずっといつまでも持っているのだろうか。これは問題があると思うのです。

私がPTAの役員をやっている時に、数十万円掛かるような事業をやりたいということで、やりかけたら誰かに必ず後から文句を言われたりするので踏み出せないということで、これが溜まり溜まって積み立てられていたのです。

確か私がやっていた時は、誰か、会長をやっている学校の校長とかPTA担当の方が事務局をすとか、監査すとか、会計監査があったのですが、今はなぜこういう状態になったのか教えていただきたい。

新開生涯学習課長

高P連におきます会計管理、監査体制の現状について御質問を頂きました。

今回の横領事案につきましては、事務局長の不在、前会長単独により会計の管理、運用を行っていたところに問題があったと、会計監査自体が十分に機能していなかったというところに問題があったと高P連としても捉えているところです。

会計管理の体制につきましては、高P連におきまして、今年度、取扱いの規定を新たに整備しまして、会計担当者、点検者、監査実施者をそれぞれ定めて組織的な事務処理体制の下、収入、支出、調書に係る複数名による決裁ですとか、毎月月締めで出資状況の確認を取り、その状況を会長に報告することを徹底したり、それから年2回の監査の実施などに取り組んでいると聞いております。

特に監査につきましては、公認会計士など外部の専門家に報告資料の確認を受けるなど第三者によりますチェック機能の強化に努めているとのことでありまして、今後とも適正な監査体制の確保に取り組んでいくと聞いております。

井川龍二委員

是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

幾ら県費が出ない、教育委員会から直接補助金が出ていないとしても、大事な先生方のPTA会費も入っているだろうし、大切なお金です。

年間数万円の事業費でも会計というのはきちんと会計監査があつて、総会を開いてきちんと明々白々にやっていくというのが普通の会計でありますので、教員の皆さんも入っているPTAという団体です。県からも強制的にとというのは無理でしょうが、県教育委員会も十分目を光らせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、ずっと一昨年から言っているのですが、高校の校舎です。

50年、60年もたった徳島商業高等学校、城北高等学校、城西高等学校などは、古い校舎ですが、在り方検討会等々でいろいろ話し合ひはあるのですが、とにかく危機状態になっていると思ひます。

何か震災があつたときに、避難所にもふさわしくないだろうし、今言つてどうこうなるものではないのですが、県教育委員会としてはどういふ考え方を持っているのか教えていただきたいと思ひます。

大和施設整備課長

ただいま井川委員より、徳島商業高等学校、城北高等学校などの老朽化が進む県立学校整備につきまして、現時点での整備方針について御質問がありました。

県立学校施設整備につきましては、県立学校施設長寿命化計画に基づきまして費用の軽減を図るとともに、築80年までの使用を目的として機能維持や回復を行う長寿命化改修による整備を原則として、令和元年度から順次改修を進めているところでございます。

しかしながら、老朽化の進行が想定される昭和46年以前の建物につきましては、長寿命化改修によらず築65年での改築を検討することとしております。

現時点で昭和46年以前の建物を有する県立高校は、先ほどの城北高等学校、徳島商業高等学校を含む16校となっております。

また、実際の改築の検討に際しましては多額の費用を要することから、建物の老朽化の状況はもとより、公立高等学校の在り方検討会議での学校再編や集約化などの御議論を踏

まえまして、未来を担う子供たちの充実した教育環境が確保できるよう、整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

井川龍二委員

検討はいただいているということです。生徒数が減るのも分かります。今ある環境というか同じような校舎を建てるとするのは無理な話だと思います。

統合も含めた意味で、少しでもみんな同じ条件で勉強できるようにということで取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡佑樹委員

1点だけお伺いさせていただきたいのですが、公立高校の在り方についての1次取りまとめの中で、拠点校の創出と目的の明確化というところで、南部と西部に教育の質を担保する拠点校を優先的に設置するというようなことが書かれております。

その下に、公平性の観点から県西部・南部での拠点校整備を優先し、ICT環境や施設・整備の充実を先行させることが期待されると書いてあるのですが、公平性の観点からと書いてあるということは、東部は非常に優遇されて今までどんどん進められてきたけれども、南部と西部では遅れていたもので、優先的にこういうことをしなければならないと取れるのですが、そういう認識でよろしいのでしょうか。

青木教育創生課長

岡委員から、拠点校に関する御質問、その中でも公平性の観点から県西部・南部での拠点校整備の優先について御質問を頂いております。

こちらの拠点校については、先ほど竹内委員からの御質問にも定義としてお答えいたしましたけれども、昨年度の通学区域制に関する有識者会議における議論におきましても、令和11年度入試からの学区撤廃の方針の提言に併せて、公立高校の在り方に関する議論もすべきという提言も頂いております。

その中で、県西部、県南部の拠点校を含めて教育環境の公平性を担保することが必要という御提言を頂いた上で、現在、在り方検討会議におきましても検討しているところでございます。

実際のところ施設整備の面においても、県東部に比べまして県西部のほうが、老朽化が進んでいるというような状況で、教育環境の公平性という部分では県東部のほうが比較的整っているのではないかという御意見も頂いた上で、議論を進めているところでございます。

岡佑樹委員

新しいほうが良いというのは分かるのですが、教育の質を担保するための公平性というのであったら、中の設備であったりとか教育環境、教室は綺麗なほうが教育環境が良いというのもあるのでしょうか、そちらのほうに主眼を置くべきです。

何かそういう書き方ではないし、多様な人間環境の中で切磋琢磨できる4～5学級規模の維持を目指すことが教育の質を担保するためには望ましいというようなことを書いてあ

るように見えたのです。

小規模校というのも独自の路線で特色を出してと書いてあります。総論的には分かることは書いてあるけれども、中途半端なような気がするのです、ものすごく。

特色を出せという割にはそれなりの規模もいるだろうし、小さい所は小さい所でまたそこも連携したらいいのではないかみたいな。小さい所は小さい所で特色を出していきなさいと言われても、いろんな意見が出てきたのでとりあえず余りみんなの反対が出ないような文書を作りましたという1次取りまとめのようになってしまうのです。いざ具体的に落とし込もうとすると、ここから大変なような気がするのです。

答弁はいいですけど、拠点校というのは国もずっと言っていましたよね。そういうような地域、例えば徳島だったら大体南部、西部、東部みたいなエリアで語られることが多いです。そこに一つなのか、二つなのか分かりませんが、そういうものを造るのであれば、まずそれを造っておいた上で、学区制はとりあえず残しておいて、まずそこへ行く子を目的とするような学校を造る。それでも徳島市内の学校へ来たい子は学区制の制限はあるけど来られますよ、そこから子供の数が減っていくのですから学校も統合されていく、恐らくこれから特色化ということもより具体的に、普通科が専門学校化していくようなことを考えていかなければいけないと思うので、そうすれば最終的に学区というのは無くなるのです。維持できなくなるから。

それをなぜ、このように急いでやるのか、本当に理解ができない。拠点校を整備しなければならないって、令和11年度入試からするのでしょうか。学区撤廃して。

それまでに拠点校を整備するという計画で当然進めていると思うのですが、そのことについてお聞きしておいてもよろしいですか。令和11年度入試にはそこへ募集を掛けて、令和10年度ぐらいには、その学校が運営できるような状態で拠点校を整備していくということなのでしょうか。そこだけお聞かせください。

青木教育創生課長

拠点校の整備について御質問を頂いております。

令和11年度入試からの学区撤廃という方針の下で議論しておりますけれども、令和11年度入試までに拠点校整備、いわゆるハード整備まで含めたものではなくて、拠点校を選定して、設置して、教育内容の充実を図っていくという趣旨で、現在、議論しているところでございます。

岡佑樹委員

恐らく間に合わないと思います。間に合わないでしょうし、間に合わなかったらそれが常態化していきます。恐らく戻ってはきませんよ。

何回も、今までもいろんな委員会とか、いろんな場所で言ってきていますが、後ろだけ決めて、後は取りあえず走りながら考えます、間に合いませんでした、では済まないです。言っておきますけど。ぼちぼち考えていきます、で済む問題ではないです。集中していったら、学校は無くなりますよ。

前のページか、前の前のページにも書いてありますけど、今、資格が取れるという通信制の学校ができているではないですか。そういうところもだんだん増えてきていますし、

そういうところへ行ったら、学校へ行く子がより減りますよ。

何の意図を持ってやっているかというのをもっとはっきりとしてほしい。みんなが行きたいところに行けるように、学区というものがあるのはおかしいと言っていましたけど、逆を言えば、行きたくないところに行かされる子もいっぱい出てくるわけです。

そういうことまで考えてこのことを発表して、1次取りまとめを一生懸命議論していただいたのだらうと思います。全体的に読めばそれはそうだな、そういうことも考えなければいけないなということはいっぱいありますけれど、総論的に出てきているだけで具体性が、ここから具体的に落としていくといったときに、本当に間に合うのかと非常に不安です。ここからです、問題は。

施設のこともおっしゃっていましたが、80年まで使うと。これからの議論を踏まえて、これから建て替えとかそういう再編とかも考えてと。再編するとなったらめっちゃくちゃもめますよ。今までもそうですけど。50年以上たっているのでしょうか、建物。

知事さんは、そのこの体育館が50年もたっているのだから早く建て替えしなければいけないと言っていたけれども、80年も持つのですか、と思います。

だから、これからが大変なのに、あと実質2年ぐらいしかないわけです、試験に向かうまで。あと3、4回して取りあえず決めます、で済む話ではないです。子供たちと家族の将来がかかっていますからね。

そのことについて、もっと具体的に、我々が聞いても、なるほど、それだったらいけるかもしれないというものをしっかりと作り上げていってほしいということ強く要望しておきたいのですけれども、その決意をお聞かせいただきたい。

青木教育創生課長

決意といいますか、将来を見据えた高校教育環境の整備について御質問を頂いております。

在り方検討会議におきましては、今年度、来年度で、更なる高校の特色化・魅力化、また学校の規模配置、それから入試制度の見直しと、大きく三つについて現在、検討しているところをございまして、来年度最終報告を受けて、それを踏まえて県教育委員会として一定の方向性をお示ししたいと考えております。

令和11年度入試からの学区撤廃という方針も決めておりますので、できることから着手しながら、検討もしつつ高校教育改革に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

元木章生委員

私からも、最後の委員会ですので何点か質問させていただきたいと思います。温かみのある答弁をよろしくお願いいたします。

先ほど、岡委員さんからもありましたけれども、少子化時代、これから学校をどうしていくかというのは本当に難しい課題でございまして、総論賛成各論が困難というような状況の中で何を残していくか、そして何を見捨てていくのか、こういった判断を迫られる状況になってきておるのかなど。

こういう中で、先送りすることによるデメリットというのもしっかりと考えていただき

ながら、これから教育行政を考えていただきたいと思います。

そもそもの大きい話を聞かせていただきたいと思います。2040年頃の学校の在り方についてであります。

近年、高校教育界では学区制廃止に向けた議論ですとか、学校の特色化・魅力化などの議論がなされ、現在も在り方検討会議で学校の将来像などについて様々な意見が出されているものと承知いたしております。

OECDの教育革新センター報告書などでは2040年頃までに学校が辿る道筋として、一つ目が現在の延長線上にある学校、そして二つ目がアウトソーシング、民間委託等が進んだ学校、3番目が地域ごとの特色化が進んだ学校、そして4番目が融解する学校という四つのシナリオが提示されています。

在り方検討会議等の議論の方向性としては、3番目の地域ごとの特色化に向かっているようにも見受けられます。

学校という仕組みは、そもそも古代ギリシャやローマ時代から続いておりまして、歴史の流れを生き抜いてきた重みを意識しながら、幅広い県民が様々な可能性に思いを巡らせながら、改めて学校の果たすべき役割について考え、意見集約しながら意思決定していくことが重要であると考えております。

つきましては、県内高校教育に関して現在、何が問題であると考えているのか、また2040年頃を見据えた学校の在り方について県教育委員会の所見を伺います。

青木教育創生課長

元木委員より、高校教育について何を問題として捉えているのかといった御質問でございます。

先ほどから公立高校の在り方検討会議のお話もさせていただいておりますけれども、公立高校というのは、高校生の個性の伸長でありますとか主体性のかん養を通じて、一人一人がやりたいこと、夢や目標に向かって、その資質、能力を十分に伸ばし切る、そういった教育環境の整備を図っていくことが必要だと考えております。

課題については多々あるかと思っておりますけれども、一つは少子化等を見据えて、生徒たちに選ばれる学校、行きたい学校といった教育環境を作っていく、充実させていくということが必要だと考えております。

元木章生委員

OECDの国際調査では、生徒と教師の関係性が生徒の学びや帰属意識に強く影響するとされております。

教師と生徒の信頼関係が学習成果と深く関連する中で、子供の主体性や幸福感を高める教育環境づくりに向けて、県としてどのような施策を検討しているのかお伺いします。

青木教育創生課長

生徒の主体性、幸福感を育てていくために、どういった取組を行っているのかということでございます。

県教育委員会としての様々な取組、それから学校現場、県教育委員会、又は地域それぞれ

れが一体となって取り組んでいるかと思しますので、一つ一つ具体的な施策、取組について申し上げることはなかなかできませんけれども、一つ、やはり子供たちが主体性を持って学習に取り組むというのは非常に重要なことだと認識しております。今回の高校教育での取組においても、そういったことに視点を置いて、来年度の当初予算案で示している事業など取り入れておりますので、そういった視点も十分留意しながら、取り組んでいきたいと考えております。

元木章生委員

続きまして、学校における教育環境の充実についてであります。

本県の学校は共生社会の実現に向けて重要な役割を担っておりまして、児童生徒一人一人の障がいの特性や発達段階に応じた個別最適な、きめ細かな教育の提供もなされているところでございます。

一方、学校規模や立地条件の違いによりまして、教育活動や部活動などの体験機会に格差が生じているとの声も聞かれるところであります。

つきましては、本県の学校の生徒数、普通科高校と特別支援学校、それぞれの児童生徒数の推移について、まずお伺いしたいと思います。

そして、それを伺った上で、学校ごとの在籍者数や学部構成を見ておりまして、小規模校と比較的規模の大きい学校との間で格差があるのではないかという認識もございませけれども、県としてこの実態をどのように把握しているのか、そして今後の児童生徒数の見通しを踏まえまして学級編制や教職員の配置について、県としてどのような課題認識を持っているのかお伺いいたします。

東条恭子委員長

小休します。（11時55分）

東条恭子委員長

再開いたします。（11時56分）

青木教育創生課長

元木委員より、小規模校と大規模校での違いといいますか、その捉え方についての御質問でございます。

生徒数の減少によって当然、小規模化というのは県内でも進んでいる状況でございます。

小規模化することによって教員の配置が少なくなるということで、高校によっては生徒の進路実現に不可欠な多様な選択科目の開設や、専門的な指導体制の維持が困難であるということ、あるいは集団生活を通じて育まれる社会性や、対人関係能力の育成に制約が生じるといったことも懸念されるところではありますけれども、一方では小規模ならではの教師と生徒、少人数でよりきめ細かな教育もできるというところで、それに合った生徒もいるという御意見も頂いています。

ただ、一定の規模がなければというところもありますので、そのあたりの学校の規模配置については、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

東条恭子委員長

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

元木章生委員

続きまして、普通科高校並びに特別支援学校における教育活動、部活動についてお伺いします。

学校規模や児童生徒数の違いによりまして部活動や課外活動の選択肢が限られていること、また校外活動や交流活動の機会に差が生じていること、専門性の高い指導やチーム活動が難しいといった状況が生じていると考えておりますが、県はこうした活動内容の格差について、どのように認識しているのかお伺いいたします。

中山特別支援教育課長

ただいま元木委員より、特別支援学校における部活動の活動や、交流活動についての御質問を頂いたところでございます。

各特別支援学校につきましては、現在、教育の対象としている障がい種別が決められています。

またそのような中、就学の際には必ず学校見学をしていただき、本人、保護者が学校規模や教育活動等の情報を収集した上で、選択できるような仕組みを取っております。

そういった観点から学校規模等に差異は生じてはいるものの、各学校におきましては、障がい種別に対応した専門的な教育、また地域と連携した特色ある取組を各学校において展開しているところでございます。

各地域におきましては人数差異があっても部活動等を実施できていないような学校もありますけれども、そういった際には地域の交流センターや、文化芸術活動等を行っているところに参加できる生徒については参加をして、一生涯を通じた活動へとつなげられるような形で、取組を進めているところでございます。

元木章生委員

次に、格差の解消に向けた具体的な取組についてお伺いします。

学校においては学力のみならず社会性や自己肯定感を育む体験的な学びが重要でありまして、部活動や各種の活動はその重要な機会になっていると考えております。

そこで学校単位で完結できない活動について複数校合同での部活動や交流活動、ICTを活用した遠隔交流、合同学習、外部人材や地域資源の活用などによりまして、体験機会の格差を縮小する取組が考えられますが、県としてこうした方策をどのように位置付け、支援していくのかお伺いいたします。

國方体育健康安全課長

部活同において少人数となる学校への対応といたしましては、これは中学校になるのですが、現在、中学校の部活動の地域展開ということで、以前は地域移行とも呼ばれていましたが、その取組を進めております。

令和5年度から本年度までの3年間を改革推進期間ということで取り組んでまいりましたが、来年度、令和8年度から令和13年度までの6年間を改革実行期間ということで、地域への移行・展開に現在取り組んでいるところです。

また、中学校単位では合同チームで大会へ参加したり、拠点校ということで、近隣の学校と一緒に活動するというような取組も現在、進めております。

元木章生委員

次に、県教育委員会の役割、今後の方向性についてお伺いしたいと思います。

普通科高校や特別支援学校等におきましては、学校の努力のみに委ねるのではなく、県が全体を調整して教育の質を担保する役割が重要であると考えております。

学区撤廃後は徳島市内の学校に生徒が集中して、県西部や南部の学校の生徒数は更に減少することが予想される一方で、今ある小規模の学校をしっかりと機能として残してほしいという声も根強くございます。

つきましては、生徒数の減少や学校間の格差が大きくなる中で、児童生徒数の少ない学校においても等しく多様な学びや活動の機会が確保されるよう、県教育委員会としてどのように関与して今後の施策に反映していくのかお伺いいたします。

青木教育創生課長

元木委員から、小規模校のメリット等も踏まえて、どういうふうに取り組んでいくのかというような御質問だったかと思えます。

繰り返しになりますけれども、学校の規模配置につきましては公立高等学校の在り方検討会議において、現在議論を進めているところでございます。その規模の課題というのいろいろあるかと思えますけれども、小規模校のメリットにも留意しつつ、あるいは一定規模を有した学校、それぞれの良さというものも十分踏まえた上で、しっかり検討を進めていきたいと考えております。

元木章生委員

各学校における教育環境の充実というのは児童生徒本人のみならず、保護者の安心にも直結する重要な課題であります。

児童生徒数の実態を踏まえながら教育活動や部活動などの格差が解消されますよう、県として一層の取組を進めていただけますよう要望いたしたいと思えます。

続きまして、生徒の主体性と新たな時代の教師の役割についてお伺いしたいと思います。

県立の小学校におきましては、児童や生徒が主体的に行動し、主体的に考える力を重視し、学習指導要領や通知表などで学習状況の評価や大学入試などはもちろんのこと、経済界が大学卒業者に期待する資質として主体性というものを掲げておられます。

一方で、国際的な若者の動向調査によりますと、日本の若者の自己効力感は低いとされ

ており、主体的に社会を変えていけると考えている若者の数は少ないとされています。

また、理数系人材の育成も重要視されておりまして、文部科学省の高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）においても2040年までに文理半々とする方針が掲げられ、理数デジタル人材基盤を強化するための取組が進められているものの、普通科文系から文理融合型の教育課程の編成や探究的な学びの充実、大学や産業界との連携強化を通じた理数系進路の後押しなどの学科構成の見直しが進まず、県立高校の2026年の入試におきましても理数系の学科は全ての学校で定員割れなどの状況でございます。

少子化が進む中で大幅な定員の見直しが進まない限り、これからも全体的な定員割れの傾向が続くものと予想されます。

このような中、ICTの活用などによりまして、県立学校における子供の学びが大きく変化する中で、教師や学校を支える方々に期待される役割も変化しているように思います。

学校現場では教師が多くの子供たちの前で学習指導要領に沿って教科を中心にした指導を、教師の側から主体的な判断に基づいて授業が実施され、生徒は教師の考えを理解して各教科で学習指導要領や教師が求める知識やスキルなどを学び取ることが求められています。

OECDの定義では生徒エージェンシーという用語がありまして、子供が自らの世界に変化をもたらすために決断し行動する主体性や当事者能力を身に付けることが大事であるとされています。

OECDのラーニング・コンパス2030によりまして、生徒エージェンシーとしてカリキュラムは生徒の意欲を喚起するようにデザインされるべきであるとされています。

一方、教師側のエージェンシーとは、教師が自らの専門性に基づいて教育現場やカリキュラムにおいて主体的に意思決定を行い、変化を生み出すために行動する能力とされています。

教師のエージェンシーとしてカリキュラムを効果的に実施していくため、教師は専門的な知識やスキル、専門性を発揮できるようになっていくべきであるとされています。

近年、デジタル化が進んで探求型や個別最適の学習が重要視されていく中で、教師に求められる役割は、単に自分が知っていて生徒が知らないと思われる事柄を一方向的に伝えるだけではなく、双方向で児童生徒の学習を手助けする、いわゆるファシリテーターとして、また学習に対して動機付けをするモチベーターとして、さらには、学校によっては子供たちの様々な悩みに寄り添うカウンセラーや部活動を指導するコーチ、他教科の教師と連携したり、大学や研究機関、企業、官公庁、NPOなどとのネットワークに児童生徒を結び付ける、いわゆるコーディネーターとしての役割を求められているのではないかと考えております。

そしてさらに学校教育という枠を超えて、学校内外の様々な子供たちの活動や人格形成を支える教育者、いわゆるエデュケーターの力をお借りして、子供の学びの柔軟性や多様性を実現していくことも重要な視点であろうかと思っております。

つきましては、10年後や20年後の将来に向けた教師の役割について、また教師以外の立場から教育に関わろうとする様々な人々の連携の在り方について、県教育委員会としてどのような展望を持っているのか所見をお伺いします。

青木教育創生課長

元木委員から、教師の役割、それから学校外での連携、また探究学習、個別最適な学習等々、今後、教育環境の整備に向けてどういった展望をというような御質問だったかと思えます。

今回、公立高等学校の在り方検討会議からの1次取りまとめの中におきましても、教育内容の充実ということで探究学習の更なる深化でありますとか、また地域との連携ということで学校外、企業や大学などといった方々との連携による教育活動の充実、こういったあたりもしっかり進めていくべきというような御提言も頂いております。

また、国のグランドデザインのお話もございましたけれども、国におきましても理数系人材や産業人材の育成という部分で今後、高校教育改革を進めていくということも示されております。

そういった国の動きであるとか公立高等学校の在り方検討会議での御意見等々を踏まえまして、高校教育はじめ学校の改革について、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

元木章生委員

OECDの調査では、教師の専門性やエージェンシーが学習成果に影響するとされておりますが、県内におきましても研修体系や協同的な学習コミュニティなど、教師の専門性向上についてしっかりと支援していただきますようお願いいたします。

近年は教師の負担軽減ですとか専門性の向上、モチベーションの維持、男性の育休等、働き方改革が重要なテーマとなっております。

科学の発達や社会の複雑化によりまして、学校教育で取り上げるべき事柄は飛躍的に増大している一方で、授業時間は限られております。このカリキュラムオーバーロード、荷物の積み過ぎといった問題が取り上げられることは少ないですけれども、教育現場にとっては深刻な問題ではないかと感じております。

例えば、県が重視する探究的な活動を充実させればさせるほど、各教科の他の分野での学びが浅く薄くなるものと予想されます。また、学習指導要領で決められた指導以外の、いわゆる余白の部分の学習は、教員が主体性を持って生徒のニーズに寄り添った個別最適な学びに不可欠であり、一定の余白時間を確保していくことは教師の側のモチベーション維持にとっても大切であろうかと感じております。

については、いわゆるカリキュラムオーバーロードの課題に対して、県としてどのように認識して学習内容を精選する取組を行っているのかお伺いいたします。

金岡高校教育課長

ただいま元木委員より、学校におけるカリキュラムオーバーロードについての御質問を頂きました。

教育課程の編成実施については、地域や学校課程、普通科とか専門科とかもそうですが、学科の特色、それから生徒の実態を考慮した上で、校長が編成するものに対して、県教育委員会として指導・助言を行っております。

現在、文部科学省で次期学習指導要領の改訂においても余白の重要性が議論されている

中で、そういった政府の議論も踏まえながら、県教育委員会としても引き続き適切に指導助言を行ってまいりたいと考えております。

元木章生委員

是非、この余白の部分というのを大切にして各学校、各教師の個性が少しでも生かされていくような指導をしていただきたいと思います。

続きまして、特別支援学校におけるA Iの活用についてであります。近年は学校現場でのA I活用が進んでおりますけれども、特別支援学校では旧来の手法での取組がなされ、I C T教育については更に充実させる余地があるものと考えております。

例えば佐賀県の教育委員会では、県立の特別支援学校を生成A I活用の実証校に指定して、来年度において教材作成や個別の指導計画の作成などでA Iを活用していくとのことで、東京や沖縄等においても特別支援学校をモデル校に位置付けた事例がございます。

県内においては全生徒数に占める特別支援学校の生徒数の割合は増加傾向にありまして、県立のみならず市町村立も含めて特別支援学校におけるA I活用を強化していくことが、インクルーシブ教育の進化に不可欠ではないかと考えております。

つきましては、県として特別支援学校におけるA Iの活用について、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

中山特別支援教育課長

ただいま元木委員より、特別支援学校における生成A Iの活用状況及び今後についての御質問を頂きました。

特別支援学校におきましても、教職員、児童生徒共に生成A Iの活用が進んできている状況でございます。

教職員における活用としましては、教材や授業計画に関するアイデアの収集ですとか、障がい特性や発達段階に応じた指導や支援方法の検討の際、また会議録や研修資料等の作成などの場面において、いわゆる業務の効率化を図る活用事例が増えてきている状況でございます。

また、児童生徒における活用としましては、文書やイラスト、楽曲の作成などの活動に取り入れている学校もございます。

また、少数校ではありますが、生成A Iの中でも質問した内容が学習されないようにセキュリティが担保されております県域アカウントの生成A Iを用いた面接練習によるキャリア教育ですとか、悩み相談によるメンタルヘルス対策に取り組んでいる学校もございません。

このように生成A Iの力によりまして、児童生徒が苦手な活動をやり遂げられる経験を積み重ねていくことが、興味・関心の広がりですとか主体性の高まりにも効果をもたらし、ひいては才能開花や自己実現へとつながることが期待されております。

県教育委員会としましては、各特別支援学校におけるこういったI C Tを活用した取組の情報収集をしっかりと行い、好事例の取組につきましては積極的に共有し、横展開を図っていくように考えているところでございます。

元木章生委員

是非、子供たちの苦手意識の克服といったところで、これからもしっかりとAIをはじめとしたICTを活用していただきたいと思います。

続きまして、道德教育の強化策についてです。先ほども少しございましたけれども、近年ははじめや不登校、SNSを起因とするトラブル等、子供たちの人間関係に起因する課題が深刻化しており、社会の現状把握とともに道德教育の到達点をしっかりと定めて着実に取組を進めていく必要があると感じております。

道德教育というのは言うまでもなく学校だけで完結することではなく、家庭や近所の方々なども巻き込んで進めることが重要であります。

県として保護者への理解促進、学校を取り巻く人材の活用について具体策を講じていく必要があると感じております。

まず、県教育委員会として義務教育における道德教育の現状と課題をどのように認識しているのかお伺いいたします。

長谷義務教育課長

元木委員から、義務教育における道德教育の現状と課題について御質問を頂きました。

道德教育の目標は、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うことでありまして、学校における道德教育は、児童生徒がこれまで受け継がれ共有されてきたルールやマナー、社会において大切とされてきた道德的価値観などについて学び、それらを理解して身に付けたり、自分なりの考えを深めたりするために、様々な教育活動の中で実施いたしております。

また、道德教育の要となる特別の教科、道德については、小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から教科として位置付けられており、各学校において児童生徒の発達段階、学校の実態に合わせた指導を行うとともに、年間指導計画の見直しや校内研修の充実等が進められているところです。

こうした中で、課題といたしましては児童生徒が考えをより深めることができる授業づくりであったり、道德的な内容項目を自分自身の問題として捉えさせることなどがあると考えております。

引き続き、研修等の充実によって、その解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

元木章生委員

児童生徒数の減少によりまして、少人数学級や小規模校が増えておりますけれども、これは一方で、一人一人に目が届く教育、対話を重視する道德教育を深める好機であるとも考えられます。

県として少人数環境の中での道德教育の充実について、方向性を定めて工夫していくことが求められておると感じております。

道德が特別の教科となって一定期間が経過しておりますが、形式的な授業にとどまったり、評価が難しく深い議論になりにくいなどの課題があるのではないかと考えております。

県教育委員会として、この道德教育が形骸化しないような中身のある取組が大切である

と聞いております。

体験型・実践型道徳教育への展開について、例えば掃除ですとか当番活動というのは、みんなで学校を支えるという意識を育てる極めて重要な教育の機会であると考えております。

道徳教育は教科書中心の授業だけではなく、イベント活動、ボランティア、福祉や多世代交流など、実体験を通じてこそ深まる側面が大きいと考えます。

県として、こうした日常の学校生活を道徳教育の中でしっかりと位置付けて、指導や支援を行うことも重要であるかと思えます。

そこで現在、各学校では具体的に家庭や地域と連携したどのような道徳教育や体験型・探求型の取組を行っているのかお伺いいたします。

長谷義務教育課長

ただいま、具体的な学校における道徳教育の活動について御質問を頂きました。

道徳教育は、先ほども申しましたように、その要となる道徳科の学習に加えまして、他の教科や特別活動など、様々な教育活動の中で実施しております。

例えば、動物との触れ合い体験であったり、福祉体験、職場体験、先ほど委員がおっしゃったような当番活動等を通じた道徳教育を進めているところでございます。

また、少人数環境を生かした取組といたしましては、一人一人へのきめ細やかな指導ができる特性を生かしまして、子供たちの意見一つ一つを丁寧に取り上げて受け止めていく対話的な道徳の学習であったり、役割演技、ロールプレイと申しますが、それを子供たち全員が体験することができる、また人数によってはその後、役割を入れ替えて多角的な視点で考えてみるといったような少人数ならではの取組も見られるところではございます。

そのほか、子供たちが多様な価値観に触れながら考えることができるように、ICTを活用して、他校の児童生徒と交流して特別の教科、道徳の学習を行っているというような学校もございまして、道徳の学びが形式的なものにならないような工夫をしているところではございます。

県教育委員会といたしましては、研修等の機会を通じてこうした取組を広く紹介し、普及してまいりたいと考えております。

元木章生委員

校内の掃除ですとか生活態度をめぐる指導が、生徒間のトラブルやいじめの芽になるケースも懸念されます。

いじめの未然防止という観点から、道徳科や学級経営の中で他者を尊重する態度や多様性を受け入れる力の育成が求められております。

私の暮らす地域においてもコミュニティスクールを推進する中で、家庭、地域、学校が連携を深めながら発展してきた歴史がございます。

この特性を生かして、家庭などと連携した道徳教育や生活指導の充実強化も課題であります。

道徳教育について保護者の理解促進や学校を取り巻く人材の活用も重要なテーマであろうかと思えます。こうした道徳教育には一人一人の指導力の強化が不可欠であります。

現在、県が実施している道徳教育に特化した研修の内容と、その参加率及び研修後の現場への反映状況について、どのような成果と課題があるのかお伺いいたします。

長谷義務教育課長

委員から、道徳教育の教員研修について御質問を頂きました。

県教育委員会では、道徳教育の充実に向けまして教員の指導力向上を目的とした研修を計画的に実施しているところでございます。

まず、全ての学校に配置されております道徳教育推進教師を対象とした研修については職務研修として実施しておりまして、毎年度全ての学校からの参加を求めています。

内容については、指導主事による事業改善についての講話であったり、参加者同士による授業づくりや評価についての協議、情報交換を中心に実施し、参加者が学んだ内容を各学校に持ち帰って校内研修等で伝達することで全ての教員が共有し、各学校の取組に生かすことができるようにしております。

そのほか、新任教員を対象としたフレッシュ研修であったり、10年程度の経験を有する教員を対象としたミドルリーダー研修においても、道徳教育に関する研修を実施しております。

研修成果といたしましては、教員個人の授業構想力や指導力が向上すること、また学校全体のカリキュラムマネジメントの充実、校内研修の活性化などがあると考えているところであります。一方、課題としては参加者のニーズに合わせた研修内容をどのように工夫して行うか、また各学校における研修内容をどのように普及させるかといったものがあると考えておりますので、引き続きこうした課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

元木章生委員

子供たちの心を育てる教育をしっかりと進化させていただきまして、最近ではSNSやデジタルの時代で新たな道徳上の課題もあろうかと思えます。そういった課題に的確に対応して取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、依存症教育の現状と今後の取組についてであります。近年はギャンブル依存や薬物依存、アルコール依存、ネットゲーム依存など、いわゆる依存症に関する問題が子供や若者を含めて社会問題になっており、若年層においてもインターネットやスマートフォンを通じたオンラインギャンブルや危険ドラッグなどへの接触リスクが指摘されております。

依存症というのは単なる生活習慣の乱れや本人の意志の弱さ、自己管理の問題だけではなく、誰もが陥る可能性のある疾患でありまして、発症予防と早期理解の観点から、その予防には正しい知識と自制心、判断力、助けを求める力を育てる予防教育の役割が重要であります。

つきましては、県として依存症予防に資する重要な教育機会をどのように位置付けて、現在どのような取組を行っているのか、そして学校現場の抱えている課題、そして今後の取組の方向性についてお伺いいたします。

月本体育健康安全課防災・健康食育推進幹

ただいま元木委員より、依存症予防教育に関する位置付けでありますとか現状の取組、また課題意識について御質問を頂きました。

喫煙や飲酒、薬物乱用というのは開始年齢が低いほど依存症になる傾向が強く、子供の健康な発育を阻害することが指摘されておりますが、全国的に危険ドラッグや市販薬のオーバードーズの問題もありまして、県教育委員会としては正しい意思決定や行動選択ができるよう、依存症予防に関する教育を充実させる必要があると認識しております。

各学校におきましては学習指導要領に従いながら、主として体育・保健体育科において薬物乱用防止教育を通じて依存症予防に関する学習を進めております。

一例としては、小学校高学年から始まりまして、喫煙、飲酒、薬物乱用が健康に与える影響等から、中高と発達段階に応じた学習が進められております。

また、国の第六次薬物乱用防止五か年戦略に基づき作成されました、薬物乱用防止教室のマニュアルに従いまして、県内では全ての公立学校で薬物乱用防止教室を開催して、学校や地域の実態に応じた学習が展開されております。

課題としましては、依存症予防に関する学習を推進するに当たっては、依存症問題に関する現状の把握、理解であるとか、専門的な知識が必要となることから、指導者の養成というのが課題であると認識しており、県教育委員会におきましては教職員、学校薬剤師等を対象とした薬物乱用防止教育の研修会を実施し、指導者養成に努めているところでございます。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

達田議員から発言の申出がありました。委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、達田議員から趣旨の説明を願います。

達田良子議員

貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

事前委員会の時に配布されておりました、徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案についてお尋ねしたいと思っております。この計画案につきまして中身を見ながらお聞きしたいと思っております。

東条恭子委員長

委員各位にお諮りいたします。

達田議員の発言を許可いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、達田議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

達田良子議員

教育職員が働きやすさと働きがいを実感でき、子供たちにより良い教育を行うことができる環境づくりを推進するとして、この計画案が出されているのですけれども、何といたしまして教職員の方々の長時間労働というのが非常に問題視されております。

時間外在校等時間の推移というのがグラフで示されています。平成29年を見ますと、中学校が83時間、小学校が56時間で、県立学校は14時間だったのですが、だんだんと多くなってきております。令和3年までに小中はだんだんと少なくなってきたのですけれども、令和3年からずっと令和4年、令和5年、令和6年と横ばいになって、改善の兆しがあるのかどうか分からないのですけれども、1か月当たり時間外在校等時間平均を令和8年度までに令和5年度比25%削減と目標が書かれています。

それで1点目をお尋ねするのですけれども、横ばいとなっていて改善されていないのはなぜなのか、令和7年度は少し改善された面があるのかお尋ねいたします。

それから2点目なのですけれども、1か月当たりの時間外在校等時間を25%削減したとしても、24時間とか、35時間とか、そういう時間になるわけで、この計画そのものが時間外在校等時間を減らしていこうとか、無くしていこうとか、そういう目標ではない。少し減らしたらいいのだという、そういう計画ではないのかと思えるわけなのですけれども、その点どうなのか。

そして時間外の業務が非常に増えているという中身が書いてあるのですけれども、これが担当業務に係る文書事務、授業等に係る教材研究、部活動などの業務負担があって、なかなか時間外は少なくできないというようなことが書かれておりますけれども、こういう点について、どのように工夫して少なくしていくのか。

それから3点目なのですけれども、徳島県の5月1日現在の定数内欠員に係る期限付教員数の数、小中高特別支援学校で2021年度には545名だった、それが2025年には758名と1.4倍にも増加しているとお聞きしたのですけれども、まずこの数字は間違いはないかどうか。

そして本当だったら正規採用にするべき多数の教員を臨時教員で対応していると、ここが一番問題なわけであります。この現状を変えなければ本当の改革にはならないのではないかとということで、臨時教員を正規に変えていく、そういう計画が全くこの案には入っていないのですけれども、その3点、まずお聞きしたいと思えます。

地面教育政策課長

ただいま達田委員外議員から、徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画案の関係で御質問を頂きました。

まず、1点目の時間外在校等時間の推移についてでございます。

本県では平成30年11月にとくしまの学校における働き方改革プランを策定いたしまして、時間外在校等時間の縮減等に取り組んでまいりました結果、校種により差はございますものの全体的には減少傾向にありまして、令和6年度の教員一人当たり時間外在校等時間につきましては令和5年度と比較いたしまして、小学校で5.1%、中学校で3.0%、県立学校で1.5%の減と全校種において減少が見られ、これまでの取組に一定の成果が表れている

ものと認識しております。

一方で近年、削減幅が横ばい傾向にある要因といたしましては、プランが第3期を迎えており、比較的着手しやすい取組が一巡したことに加えて、県教育委員会で実施いたしました教員対象のアンケートにおいても挙げられております校務分掌、それから生徒指導に伴う保護者対応、放課後や土日等における部活動などの時間外在校等時間が多くなる、特に負担感の強い業務につきましては、依然として現行の改革の取組が現場の負担構造を抜本的に変容させるまでには至っていないものと考えておりまして、引き続き現場の先生方の声に耳を傾けながら、より実効性を高める改善、見直しを図った上で粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の削減目標に関して、文書事務でありますとか授業に係る教材研究、部活動などの業務負担削減に向けてという御質問だと思います。

教員の業務負担軽減につきましては、教育の質を維持する上で、最優先課題と認識しており、まずは計画に基づき、これまで以上に教員業務支援員でありますとか部活動指導員などの外部人材の積極的活用により教員が授業に専念できる環境を整えるなど、現場の負担軽減を着実に進めてまいりたいと考えております。

そういった取組と併せまして、学校における働き方改革の加速化や学校の指導運営体制の充実等に向けました教職員定数の充実につきましても、国に対してこれまでも政策要望で求めてきておりますが、引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

達田良子議員

徐々に減ってきたと、時間が減ってきて横ばいになっているというのは、恐らく現場での対応が限界に達しつつあるのではないかと思うのです。

ですから、先ほどもおっしゃいましたが、人を増やさないとなかなか解決できないと思うのです。

人を増やすと言いましても、臨時ではなくて正規の教員を増やしていくということが、とても大事になってきていると思うのです。

それで、これまでは国に対して要望しますと、国がしてくれないと、そういうふうなことで、徳島県もなかなかやらないわけなのですけれども、実は1月31日の茨城新聞を見ますと、茨城県では臨時の教員を2032年度までに1,600人減らして正規にしていくということが書かれております。

それで、茨城県知事は、臨時的に都合よく代替職員を探すというやり方を切り替えて、しっかりと正規の教職員を採用する方向に大きく舵を切る決断をしたと述べておられるのです。

県負担が年間約25億円要るそうなのですけれども、大きな決断をして正規の職員を増やしていくと、そして働き方改革にとっても、また子供たちの教育にとっても、非常に環境が良くなるということでやられているのではないかと思います。

ほかの県でできて徳島県ができないことはないと思うのです。教育日本一の徳島県を目指す知事もおっしゃっているわけですから、正規の教職員を増やしていただけるように、是非お願いしておきたいと思います。

それと次なのですけれども、はしょって申し訳ないのですが、この中の5ページに教育

職員の勤務状況の把握・改善のため人事評価に勤務状況等の項目を設定し、運用するとあるのですけれども、具体的にどういうふうに運用するのでしょうか。

早く帰って下さいよ、帰って下さいよと言って、仕事が終わっていないのに帰って下さいよと言うのでは、帰っても時短ハラスメントになるのではないかという心配もあるのですけれども、この点をお尋ねしておきたいと思います。

井利元教職員課長

教育職員の勤務状況の把握・改善のため、人事評価をどのように運用していくかとの御質問を頂きました。

教職員評価につきましては、教職員一人一人が年度当初に在籍する学校の教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づき、主体的、能動的な今年度の目標及び方策を設定しておるところです。

例えば、管理職の先生方については、今年度の目標及び方策の中に働き方改革の推進に関する項目を設定することとしており、年度末には目標及び方策の達成状況を自己評価し、県教育委員会へ申告することとなっております。

県教育委員会は申告された自己評価を基に面談を行い、それぞれの働き方改革の推進でありますとか勤務状況の把握、改善の取組を評価の1観点として、対話を通してポジティブに評価することとしております。

したがって、単に各校において教職員の時間外在校等時間を何時間減らしたか、というようなことが評価の対象になることはございません。

達田良子議員

評価の対象にはならないということで安心しましたけれども、このことを人事評価の項目に入れることになったら問題だと思いますので、この点は是非、堅持していただきたいと思います。

それから最後に、ICT機器の設定や簡易的な運用支援、校内LANの基本的な管理補助を情報通信技術支援者、ICT支援員と分担して行うという項目があるのですけれども、ICT機器の導入が学校現場の多忙化の一因にもなっているとわれております。支援者の配置をもっともっと充実するべきではないのかということをお尋ねしたい。

それから、先ほども申し上げました正規の教員をきちんと採用するべきでないのかということの2点をお伺いして終わりたいと思います。

戒教育DX推進課長

学校におけますICT機器の導入につきましては、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現するために、学校教育において効果的に活用できる機器の導入、活用を推進してきたところでございますが、ICT機器の導入や、午前中に竹内委員から御質問を頂いた県域アカウントの導入などにつきましては、個別最適化された学びを実現するだけでなく、教員の業務の改善にも資するものであると考えております。

ICT機器の取扱いに不安を感じられるような教員の方に対しましては、当課による要請訪問やICT支援員による研修などのサポートを実施しているところでございます。

ICT支援員の充実についてでございますが、県におきましては一人1台端末等の利活用の促進、ICTの適正かつ効率的な運用管理のサポート、教職員のICTスキルの向上などのためにICT支援員を県立学校に派遣しているところでございます。

令和6年度で学校から依頼が多かった内容につきましては、ホームページの更新について、パソコントラブルの対応、Wi-Fi接続トラブルの対応、授業支援ツールなどソフトの活用に関する問合せ対応などとなっております。

ICT支援員の派遣に当たりましては、学校からの要望に基づき効率的な運用に努めているところでございます。

今後とも学校の要望を聞きながら、支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

井利元教職員課長

臨時教員を減らして正規教員で対応すべきではないかという御質問でございます。

令和7年度の定数内欠員に係る期限付教員数が全教職員数に占める割合として12%余りとなっております。

しかしながら、小・中学校や高等学校における今後の児童生徒数の減少に伴う学級数の減少や学校の統廃合等による教職員定数の減少を考慮しますと、現状で必要な教員を全て正規教員にすることは困難な状況にあります。

教職員定数の減少への対応として、正規教員の数を減らすということは極めて困難であるためでございます。定数内欠員に係る臨時教員を減らすことで対応していくこととなります。

一方で、定数内欠員を減らして教員組織の充実を図ることも非常に重要なことでもありますので、近年、県教育委員会といたしましては、教員採用審査における採用予定者数を大幅に拡大して対応しております。

東条恭子委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第15号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、
議案第54号、議案第65号、議案第73号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

関連のある請願については、一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の2件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第4号及び請願第10号の③の学校給食費無償化につきまして、現状を御説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第11条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人件費などは、学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については、保護者が負担することとなっております。

今年度、県内で年間を通じて、小・中学校の給食を無償化しているのは、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、美波町、板野町及び上板町の7自治体で、その他15の自治体で一部補助等の支援が行われております。

また、県立学校におきましても、令和4年度より国の補助制度を活用して、食材費高騰分を支援しているところです。

一方、給食費の無償化を行うためには、恒常的に多額の経費が必要となることから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されております。

全国におきましても、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金を活用し、無償化を行う自治体が増加しております。

県といたしましても、昨年5月及び11月には学校給食費無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について、国への政策要望を行ったところであります。

こうした中、国において昨年12月に、令和8年度の政府予算案が閣議決定され、学校給食費の抜本的な負担軽減として、公立小学校等に対し給食費負担軽減交付金が交付されることになり、現在、令和8年4月からの実施に向け、準備が進められているところであります。

県教育委員会といたしましては、引き続き、今後の国における、いわゆる給食無償化に向けた動きを十分注視するとともに、国に対し、中学校段階等を含めた恒久的な財政支援制度を早期に創設すること等を強く働き掛けてまいります。

以上でございます。

東条恭子委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の2件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号、請願第10号③

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

教育委員会関係の審査に当たり、中川教育長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの立場で県勢発展のため御活躍いただきますことを御祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

中川教育長

ただいま、東条委員長から御丁寧なお言葉を賜り、誠にありがとうございます。

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

東条委員長、山西副委員長をはじめ委員の皆様方には、この1年間、教育委員会関係の御審議を通じまして、数多くの貴重な御意見や御指導を賜りましたことに、心から感謝し、厚くお礼を申し上げます。

なかでも、学区撤廃を見据えた公立高校の在り方、徳島の未来を拓くグローバルリーダーの育成、とくしま学びの多様化学校の整備など、本県教育行政における喫緊の課題に対しまして、多角的な視点から終始御熱心に御審議いただきました。

委員の皆様方から頂きました御提言につきましては、私ども教職員一同しっかりと受け止めまして、徳島の宝である子供達が個性と国際性に富み、夢と志あふれる人財として活躍できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

結びとなりますが、委員の皆様方におかれましては、今後ますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げますとともに、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にありがとうございました。

東条恭子委員長

議事の都合により、休憩いたします。（13時56分）